

## 第 11 回会議での協議部分についての条文（案）

## 変更

（目的）

第●条 この条例は、岩倉市自治基本条例（平成 24 年岩倉市条例第 31 号。以下「自治基本条例」という。）第 10 条第 4 項及び第 12 条第 2 項の規定に基づき、市民参加及び協働並びに住民投票に関し基本的な事項を定めることにより、市民の意見を広く市政に反映させること及び協働によるまちづくりを推進することを目的とします。

## 変更

（定義）

第●条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1）市民 岩倉市自治基本条例第 3 条第 1 号に規定する市民をいいます。
- （2）投票資格者 住民投票における投票の資格を有する者をいいます。

## 変更

（投票資格者の要件）

第●条 投票資格者は、年齢満 18 歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 月以上岩倉市に住所を有する者としてします。

2 略

(市民の役割)

- 第●条 市民は、市政及びまちづくりについて、関心を持ち理解するよう努めます。
- 2 市民は、自治の担い手として、市政及びまちづくりに積極的に参加することができます。
  - 3 市民は、互いを理解し尊重するよう努めます。

(執行機関の役割)

- 第●条 執行機関は、市政及びまちづくりに関する情報を積極的に市民に提供するものとします。
- 2 執行機関は、市民が参加しやすい市民参加の機会を公平に提供するとともに、市民との協働を積極的に推進するものとします。
  - 3 執行機関は、市民参加及び協働を推進するため、必要な施策を実施し、環境の整備を行うものとします。

(職員の役割)

- 第●条 職員は、市民参加及び協働を推進するため、この条例の趣旨を理解し、誠実に職務を遂行するものとします。

(議会の役割)

- 第●条 議会は、岩倉市議会基本条例（平成23年岩倉市条例第1号）に基づき、市民参加及び協働に努めるものとします。

(条例の見直し)

- 第●条 市長は、岩倉市自治基本条例第25条第3項で定める審議会による検証を踏まえ、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとします。